

最高裁判所決定に対する指定弁護士のコメント

2025年3月6日

最高裁判所の決定は最大の争点であった長期評価とこれに基づく計算結果に関して、

「長期評価の見解は、本件発電所に10mを超える津波が襲来するという現実的な可能性を認識させるような性質を備えた情報であったとまでは認められず、被告人らにおいても、そうした現実的な可能性を認識していたとは認められないとの原判決の判断が合理性を欠くものとするのは困難である。そうすると、本件公訴事実に係る業務上過失致死傷罪の成立に必要な予見可能性があったものと合理的な疑いを超えて認定することができず、犯罪の証明がないことになるとして、被告人らを無罪とした第1審判決を是認した原判決に論理則、経験則等に照らして不合理な点があるとはいえない。」

とするものです。しかし、この見解は、同じ第二小法廷の令和4年6月17日判決が示した

「本件試算は、本件長期評価が今後同様の地震が発生する可能性があるとする明治三陸地震の断層モデルを福島県沖等の日本海溝寄りの領域に設定した上、平成14年津波評価技術が示す設計津波水位の評価方法に従って、上記断層モデルの諸条件を合理的と考えられる範囲内で変化させた数値計算を多数実施し、本件敷地の海に面した東側及び南東側の全面における波の高さが最も高くなる津波を試算したものであり、安全性に十分配慮して余裕を持たせ、当時考えられる最悪の事態に対応したものとして、合理性を有する試算であったといえる。」

との判示とも矛盾するものです。

指定弁護士は、長期評価の信頼性の立証に注力いたしましたが、この決定は、国の機関である地震本部の見解をも軽視するもので、現在の原子力行政に阿った不当な判断として、厳しく批判されなければなりません。

本件はこれで確定いたしますが、検察審査会で示された民意を生かすことができず、残念でなりません。